

CIV8-S-2nd

令和3年(く)第610号

20210918郵送受

決 定

住 居 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

請求人 今 井 豊

上記の者からの上村正を被疑者とする付審判請求事件について、令和3年7月27日前橋地方裁判所がした請求棄却決定に対し、令和3年8月17日、請求人から抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

1 本件抗告の趣意は、要するに、請求人の付審判請求を棄却した原決定は不当であるから、これを取り消し、被疑者に対する事件を裁判所の審判に付する旨の決定を求める、というものと解される。

2 本件付審判請求の被疑事実の要旨は、前橋地方検察庁検察官として検察官の職務に従事し、宅配便の配達員に対する住居侵入被疑事件の事件捜査を行っていた被疑者上村正が、(1)起訴の権限を故意に行使せずに上記事件を合理的な理由なく不起訴処分に付すとともに、上記事件の告訴人である請求人に対し上記事件に関する処分通知書を郵送してこれを受領させ、(2)電話で、請求人から上記不起訴処分の理由の告知を求められた際、その理由を明確に告知せず、よって、請求人による告訴権の行使を妨害するとともに、被疑者上村正に対する告訴状の作成を余儀なくさせ、もってその職権を濫用して請求人の権利の行使を妨害するとともに義務のないことを行わせた、というものである。

3 まず、不起訴処分については、公務員職権濫用罪が成立するためには、法令上保護されるべき具体的な権利の行使が妨げられることが必要であるところ、検察官による起訴の決定により告訴人が受ける利益は、検察官が専ら公益的理由により決定したことによる反射的な利益にすぎないから、不起訴の決定により告訴人の具

体的な権利の行使が妨げられたとはいえず、被疑者による本件不起訴処分について公務員職権濫用罪が成立しないことは明らかである。

次に、不起訴理由の告知については、刑訴法261条の不起訴理由の告知は裁定主文のみで足りる上、被疑者は請求人に対し平易な言葉を用いて不起訴処分の理由について告知しているのであるから、被疑者に公務員職権濫用罪が成立しないことは明らかである。

以上によれば、本件付審判請求は理由がないとして、これを棄却した原決定に誤りはない。

よって、刑訴法426条1項により、主文のとおり決定する。

令和3年9月16日

東京高等裁判所第12刑事部

裁判長裁判官

平木正洋



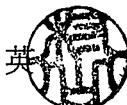
裁判官

野村賢



裁判官

村山智英



これは謄本である。

同日同序

裁判所書記官

小寺隆志

